

1. 人材確保・介護職員処遇改善加算等

- 介護老人福祉施設においては、介護職員処遇改善加算の届出事業所が 95.9%と、他サービス事業所に対して最高値を示しており、職員給与等の引上げに努めてきた実績（84.6%）がある（参考1）。
- 介護職員処遇改善加算については、事業者の努力もさることながら、国の制度政策の中でもキャリアパスの構築などによって、発展的継続が図られなければならない。
- また、介護職員をはじめとする老人福祉施設は、地域の子どもたちにとって、福祉や介護実践を体験できる 教育機関 である。家庭や地域社会において虚弱又は要介護状態の高齢者と触れ合う機会がほとんどない幼稚園・保育園や小中高と連携を深め、介護や福祉に関わることによる感動や楽しさを育む重要な社会資源としての一翼を担っていく施策を講じることにより、参入促進に資している。
- この点、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度、いわゆる 基金について、次年度以降介護従事者確保のための事業も対象事業となることから、介護職員確保等において、適切な執行を図られたい。
- 質の向上については、介護福祉士の資格取得がひとつのメルクマールになるものと考えられるが、あらゆる産業において人材不足が叫ばれるなか、この配置割合を現状水準以下にならないよう尽力している施設・事業所も少なくないことから、介護福祉士割合が高いことだけを以て厚く評価するという安易な考えを用いるべきではない。
- 特別養護老人ホームにおいては、介護福祉士割合を日常生活継続支援加算の要件のひとつとして掲げているが、この加算の本旨は、サービス提供体制加算に重度者対応の要件を加えたことにあり、このために併算定できない扱いとなっている。
- 原則として 特別養護老人ホームの入居者が要介護3以上に限定されることから、重度者への対応についてより厚く評価されるべきであり、介護福祉士の養成や人材確保の意味からも、日常生活継続支援加算は存続されねばならない。
- 介護の重度化、医療的ケアが必要な高齢者が増加することが見込まれていることに鑑み、例えば介護福祉士養成カリキュラム見直しについても、准看護師と同等となるスキームを検討することも視野にいれる必要があるのではないか。

2. 居宅介護支援について

- 居宅サービスの適切な提供を図るうえで、その中立性の担保が絶対的な条件となるが、平成 26 年度介護事業経営実態調査の収支差率（△1.0%）を勘案すれば、その経営状況の厳しさから、多様な主体によるサービスを取捨選択する余裕がないことも想定されうる。とりわけ、サービスの多様化等により、事務負担が増加していることは看過できない。
- この点、福祉用具貸与のみを行う場合であっても、単に書式作成のみならず、利用者宅へ訪問し、入居者の状態像にあわせて、利用者・家族の意向も取り入れながら、綿密にケアプランを構成していく必要があることに変わりはない。全体の業務量のなかで、ケアプラン策定に要する時間や業務量の多寡のみを以て判断できるものではないため、単価の見直しは慎重に行うべきである。

(参考 1)

	施設・事業所数	届出をしている	届出をしていない
全体	63,984	87.2%	11.6%
介護老人福祉施設	6,056	95.9%	3.7%
介護老人保健施設	500	91.4%	8.6%
介護療養型医療施設	1,198	57.2%	42.8%
訪問介護	20,181	83.9%	14.1%
通所介護	23,718	86.0%	13.1%
認知症対応型共同生活介護	9,331	94.2%	5.1%

	施設・事業所数	給与等を 引き上げた	平成24年度の給 与水準を維持し ているが、1年 以内に引き上げ る予定	平成24年度の給 与水準を維持し ているが、1年 以内に引き上げ る予定なし	給与等を 引き下げた	その他
全体	90,667	61.8%	7.4%	25.2%	1.2%	3.0%
介護老人福祉施設	6,056	84.6%	4.8%	7.8%	0.5%	1.8%
介護老人保健施設	3,500	82.3%	4.4%	10.7%	0.5%	2.2%
介護療養型医療施設	1,198	73.0%	5.7%	18.1%	0.6%	2.6%
訪問介護	20,181	51.2%	8.4%	36.4%	1.1%	2.0%
通所介護	23,718	64.6%	8.8%	21.5%	0.5%	3.8%
認知症対応型共同生活介護	9,331	69.0%	6.3%	20.9%	0.5%	2.4%
居宅介護支援事業所	26,683	56.4%	7.0%	27.9%	2.4%	3.8%

※第 104 回 社会保障審議会 介護給付費分科会 資料より